

「光市行政手続きガイド 転入したとき」

【記号の説明】

●: 持ち物のうち必ず必要なもの

▲: 該当する場合のみ、必要となるもの

注: ⊕マークのあるものは、室積出張所、浅江出張所、三島出張所及び周防出張所でも手続きができます。

転入したときの主な手続き

主な手続き:

1ページ

● 住民票・印鑑登録

● 国民健康保険
光市国民健康保険以外の健康保険の加入者は、勤務先、健保組合、協会けんぽなどにお問合せください。

● 後期高齢者医療

75歳以上および65歳から74歳の一定の障害のある被保険者が対象です。

2ページ

● 国民年金

厚生年金または共済年金加入者は、勤務先、年金事務所、共済組合などにお問合せください。

● 介護保険

● 福祉・教育

3ページ

● 福祉

● 税金

● ごみ

● 水道・下水道

● その他

手続き項目

持ち物や注意事項

手続き場所・問合せ

1 転入届

転入した日から14日以内にお手続きください。

※転校手続きは9番をご覧ください。

◎住民基本台帳カード・マイナンバーカード〔個人番号カード〕をお持ちの方へ

住民基本台帳カード・マイナンバーカード〔個人番号カード〕の交付を受けている方は、前住所地で『転出証明書』の交付はありません。本庁のみの手続きとなります。

◎外国人住民の方へ

日本人住民の方と同様に、『転出証明書』を添えて転入届をしていただくこととなります。異動される方全員の「在留カード」「特別永住者証」または「外国人登録証(一定の期間は在留カード等とみなされます)」を必ずご持参ください。

本庁のみの手続きとなります。

- 印鑑(朱肉使用)
 - 前住所地で交付された『転出証明書』
 - 前住所地の住民基本台帳カード(交付を受けている方)
 - 前住所地の個人番号の通知カード又はマイナンバーカード〔個人番号カード〕(交付を受けている方)
 - 届出人の身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険の保険証など)
- ※代理の方が手続きをする場合は、委任状が必要になることがあります。詳しくはお問合せください。
- ※該当するお子様がいる場合、転校手続きに必要な『就学校指定通知書』を交付しますので、通知書に記載してある学校でお手続きください。

本庁1階 窓口 **1** ⊕
市民課 戸籍住民係
☎0833-72-1421
大和支所 住民福祉課
☎0820-48-2211

2 印鑑登録申請

- 登録する印鑑
 - 官公署発行の顔写真付身分証明書(運転免許証、パスポート等)
- ※お持ちでない方はお問合せください。
- ※代理の方が手続きをする場合は、委任状が必要です。また、即日の登録はできませんので、詳しくはお問合せください。

本庁1階 窓口 **1** ⊕
市民課 戸籍住民係
☎0833-72-1421
大和支所 住民福祉課
☎0820-48-2211

3 国民健康保険

- 印鑑(朱肉使用)
- (既に国民健康保険に加入している世帯に転入する場合)
- 光市がその世帯に交付している保険証(国民健康保険被保険者証)
 - 世帯主及び対象者の個人番号の通知カード又はマイナンバーカード〔個人番号カード〕
- ※出張所で手続きをされた場合は、後日、保険証(国民健康保険被保険者証)をご自宅に郵送します。

本庁1階 窓口 **2** ⊕
市民課 国民健康保険係
☎0833-72-1426
大和支所 住民福祉課
☎0820-48-2211

4 後期高齢者医療制度

- (県内の市町から転入する場合)
- 保険証(後期高齢者医療被保険者証)
- ▲ 限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病療養受療証
- 個人番号の通知カード又はマイナンバーカード【個人番号カード】
- (県外の市区町村から転入する場合)
- 前住所地で交付された『負担区分証明書』
- ▲ 特定疾病療養受療証や障害者手帳等
- 個人番号の通知カード又はマイナンバーカード【個人番号カード】

本庁1階 窓口 **3**
市民課 年金・高齢者医療係
☎0833-72-1428
大和支所 住民福祉課
☎0820-48-2211

<p>5 国民年金</p> <p>転入時にお手続きください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●印鑑(朱肉使用) ●個人番号の通知カード又はマイナンバーカード【個人番号カード】 	<p>本庁1階 窓口 ③ ⊕</p> <p>市民課 年金・高齢者医療係 ☎0833-72-1428</p> <p>大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211</p>
<p>6 高齢者サービスの申請など</p>	<p>* サービス内容や利用についてお問合せください。</p>	<p>あいぱーく光 窓口 ③</p> <p>高齢者支援課 高齢福祉係 ☎0833-74-3003</p>
<p>7 介護認定等手続き (前住所地で認定がある場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●前住所地で交付された『受給資格証明書』 <p>※転入日より14日以内にお手続きください。 * 前住所地で認定がなかった方は、手続きの必要はありません。</p>	<p>あいぱーく光 窓口 ④</p> <p>高齢者支援課 介護保険係 ☎0833-74-3003</p> <p>大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211</p>
<p>8 身体障害者手帳/療育手帳 /精神障害者保健福祉手帳 の申請・住所変更など</p>	<p>* 持ち物等は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。 * 障害福祉サービスの申請などについては、お問合せください。</p>	<p>あいぱーく光 窓口 ②</p> <p>福祉総務課 障害福祉係 ☎0833-74-3001</p> <p>大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211</p>
<p>9 転校手続き(公立小中学校) ※『就学校指定通知書』の 発行は1番をご覧ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●前の学校で交付された『在学証明書』 ●前の学校で交付された『教科書給与証明』 ●就学校指定通知書《《1 転入届の手続き》で交付されたもの》 	<p>* 「就学校指定通知書」に記載されている学校でお手続きください。 (手続きについての問合せ先) 教育委員会 学校教育課 ☎0833-74-3602</p>
<p>10 妊産婦健診や乳幼児健診、予 防接種に必要な書類 (妊産婦健診票/乳幼児健診票 予防接種予診票)について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳 	<p>あいぱーく光 窓口 ⑨</p> <p>健康増進課 健康増進係 ☎0833-74-3007</p>
<p>11 保育所等の入所手続き</p>	<p>* 手続き前にお問合せください。</p> <p style="text-align: center;">※代理の方が手続きをする場合は委任状</p>	<p>あいぱーく光 窓口 ⑧</p> <p>子ども家庭課 保育係 ☎0833-74-3005</p>
<p>12 児童手当の手続き</p> <p>前住所地の転出予定日から15日以内にお手続きください。 ※中学校卒業までの子どもを養育する親等に支給します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑(朱肉使用) ●保護者の健康保険被保険者証 ●保護者名義の通帳 ●保護者の個人番号の通知カード又はマイナンバーカード〔個人番号カード〕 <p>※代理の方が手続きをする場合は委任状 ※その他、必要に応じて提出する書類があります。 * 手続きが遅れた場合は、手続きの翌月分からの支給となります。</p>	<p>あいぱーく光 窓口 ⑧</p> <p>子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009</p> <p>大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211</p>
<p>13 乳幼児医療費助成制度</p> <p>※小学校就学前までの児童(6歳到達後最初の3月31日まで)の医療費を助成します。</p>	<p>【所得による制限があります】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●印鑑(朱肉使用) ●お子様の名前が記載されている健康保険被保険者証 ▲父母の個人番号の通知カード又はマイナンバーカード〔個人番号カード〕 	<p>あいぱーく光 窓口 ⑧</p> <p>子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009</p> <p>大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211</p>

14 子ども医療費助成制度

※小学校1年生～中学校3年生までの児童(15歳到達後最初の3月31日まで)の医療費を助成します。
※高校1年生～高校3年生までの児童(18歳到達後最初の3月31日まで)は入院費のみ助成します。

15 児童扶養手当の手続き

※父母の離婚や死亡などにより、父または母と生計が同じでない児童(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育している父母又は父母に代わって児童を養育している方に支給します。

16 ひとり親家庭医療費助成制度

※18歳まで(18歳到達後最初の3月31日まで)の母子・父子家庭の児童及び養育者の医療費を助成します。

17 原動機付自転車、小型特殊自動車のナンバープレート交付の手続き

18 ごみの処理申出

※既に設置してあるボックスやステーションを利用される方は申出は不要です。

19 犬の住所変更手続き

20 水道・下水道使用開始

※水道の使用を開始される方

21 下水道使用開始(異動)届

▲父母の運転免許証や健康保険証等の身分証明書(写真がないものは2点、写し可)
▲届出人の身分を証明できるもの(運転免許証や健康保険証等)
※転入などにより、父母が本市以外で課税されている場合、父母本人の署名による情報連携の同意書の提出が必要です。代理の方が手続きをする場合は、委任状が必要です。対象となる年度の所得課税証明書の提出で代えることができます。詳しくはお問い合わせください。

(前住所地で支給を受けていた方)

- 印鑑(朱肉使用)
 - 前住所地で交付された『児童扶養手当証書』の写し(全部支給停止者を除く)
 - 保護者名義の通帳
- *前住所地で支給を受けていなかった方の新規認定請求については、お問合せください。
※その他、必要に応じて提出する書類がありますので、手続き前にお問合せください。

【所得による制限があります】

- 印鑑(朱肉使用)
 - 保護者とお子様の健康保険被保険者証
- ▲保護者とお子様の個人番号の通知カード又はマイナンバーカード[個人番号カード]
▲保護者の運転免許証や健康保険証等の身分証明書(写真がないものは2点、写し可)
※転入などにより、本市以外で課税されている場合、情報連携の同意書の提出が必要です。対象となる年度の所得課税証明書の提出で代えることができます。詳しくはお問い合わせください。

- 印鑑
 - 登録する車両の車名(メーカー名)、排気量、原動機の型式、車台番号がわかるもの
- *本庁では、他市区町村のナンバープレートの返納もできます。

- *申出に必要な持ち物はありません。
- *ごみは、「光市ごみ分別事典」「光市ごみ収集カレンダー」「ごみ分別アプリ」で分け方・出し方を確認し、決められた場所に決められた時間までに出してください。
- *詳しくはお問合せください。

- 印鑑
- 前住所地の登録鑑札

- *電話でご連絡ください。
- ※下水道を使用される方については、水道局への電話連絡により、下水道使用開始の手続きが完了します。

- 印鑑
- ※井戸水で下水道を使用している方のみ手続きが必要となります。

あいぱーく光 窓口 ⑧
子ども家庭課 子育て支援係
☎0833-74-3009

あいぱーく光 窓口 ⑧
子ども家庭課 子育て支援係
☎0833-74-3009

あいぱーく光 窓口 ⑧
子ども家庭課 子育て支援係
☎0833-74-3009

本庁1階 窓口 ⑤
税務課 市民税係
☎0833-72-1439
大和支所 住民福祉課
☎0820-48-2211

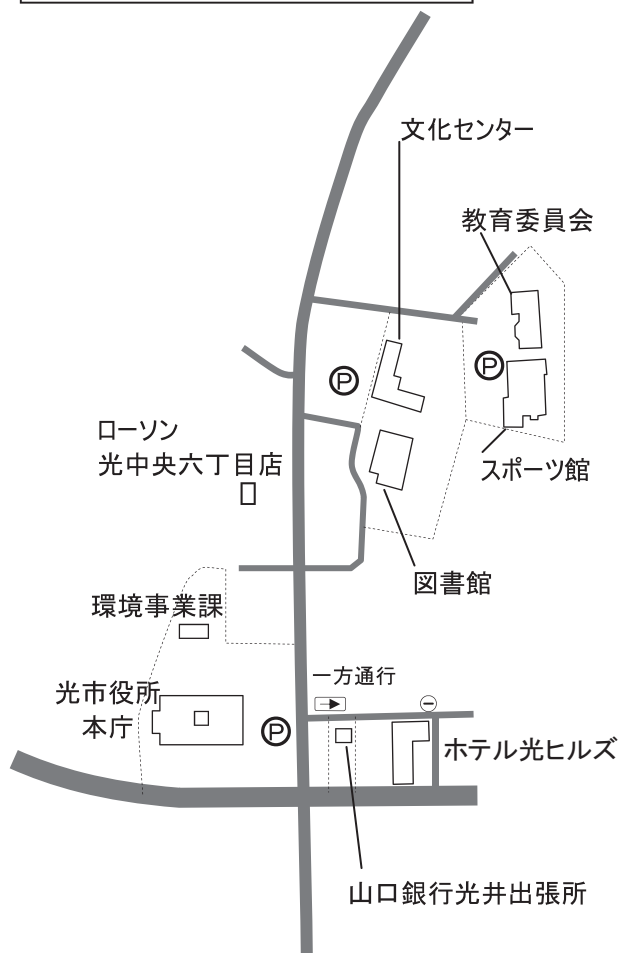
環境事業課 ※本庁舎北側別棟
☎0833-72-1470
☎0833-72-1471

本庁1階 窓口 ⑪
環境政策課 環境保全係
☎0833-72-1466
大和支所 住民福祉課
☎0820-48-2211

水道局 業務課料金係
☎0833-71-0705

本庁1階 窓口 ⑫
下水道課 業務係
☎0833-72-1473

光市役所周辺図



位置図

光市役所 本庁	〒743-8501	光市中央六丁目1-1	☎0833-72-1400
光市総合福祉センター あいぱく光	〒743-0011	光市光井二丁目2-1	☎0833-74-3000
教育委員会	〒743-0011	光市光井九丁目18-3	☎0833-74-3600
大和支所	〒743-0193	光市大字岩田2356-1	☎0820-48-2211
光市水道局	〒743-0063	光市島田一丁目17-1	☎0833-71-0700



○自治会への加入について

住みよく安全で豊かな地域づくりのため、自治会に加入しましょう。
転入先の自治会が不明な場合は、お問合せください。

(問合せ窓口) 地域づくり支援センター(光市島田4-14-3) 電話:0833-72-8880

《お問合せ・ご意見窓口》

各手続きの内容に関するお問合せは、『手続き場所・問合せ』欄に記載の窓口までお願いします。

また、本ガイドに関するご意見等については、本庁1階の市民課戸籍住民係(☎0833-72-1421又は☎0833-72-1422)までお寄せください。